

国民健康保険の

「限度額適用・標準負担額減額認定証」と「限度額適用認定証」が 新しくなります！

現在ご使用の『限度額適用・標準負担額減額認定証』および『限度額適用認定証』の有効期限は7月31日までですので、8月以降は使用できません。8月以降も認定証が必要な方は、市民生活課医療保険係へ確認・申請してください。

なお、期限の切れた認定証は回収しますので、申請の際にお持ちください。

※国民健康保険は世帯単位で税区分判定を行ないますので、世帯の中に確定申告をしていない方がいた場合、申告した後の申請・発行となります。そのため、即日発行ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

マイナンバーカードをお持ちの方は…

保険証利用を行なう前に、

- ①電子証明書の設定
 - ②マイナポータルの初期設定(ログイン)
 - ③健康保険証とマイナンバーカードのひも付け作業
- を行なうと、『限度額適用・標準負担額減額認定証』と『限度額適用認定証』の申請書類が不要になります。



■申請・更新に必要なもの

- ①被保険者証
- ②マイナンバーカードまたは通知カード
- ③本人確認できるもの

(次のいずれかをお持ちください)

写真付きの場合→1点

・運転免許証など

写真なしの場合→2点

・健康保険者証

・介護保険被保険者証

・年金手帳など官公庁が発行したもの

※いずれも有効期限内のものに限ります。

※マイナンバーカードは、写真付き1点として本人確認に使用できます。



■代理人が手続きされる場合

世帯主・対象者の方の上記の申請・更新に必要なもののほかに、代理人の方の身元確認ができるものが必要となります。

自筆証書遺言書保管制度のご案内

問合せ 札幌法務局滝川支局
☎23-2330

遺言書は、遺言者の死後に、財産の処分や相続分の指定などについて法的な効果を持ちます。
相続で意思を実現させるためには、遺言書が必要です。 遺言書には2種類あります。

1 自筆証書遺言

- 自分で書いて自分で保管
- 費用を要さず、一人で作成できる
- 手軽で自由度が高い

↓ メリットがある反面…

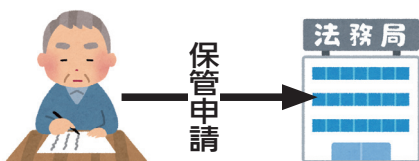
2 公正証書遺言

- 主に公証人が関与して作成し、公証役場に保管
- 費用はかかるが、改ざんされたり紛失したりする可能性が低く、信用性が高い

「自筆証書遺言」には、遺言者の死亡後、相続人に発見されなかったり、一部の相続人などによって書き換えられてしまったりといった、「保管」についての問題点が指摘されていました。

そこで!

自筆証書遺言書保管制度



制度を詳しく解説する
法務省ホームページは
こちらから →



このような問題点を解消する方策として、法務局で自筆証書遺言を保管する制度が実施されています。この制度を利用することで、遺言書の紛失や改ざんなどが防止されるほか、遺言書の存在の把握が容易となり、「遺言者の最終意思の実現」、「相続手続きの円滑化」が図られます。

利用にあたって、以下についてご注意ください。

- 手続きは予約制です。
- 遺言書の保管申請に3,900円がかかります。
- 法務局では、遺言の内容についてのご相談に応ずることはできません。
- 本制度は、保管された遺言書の有効性を保証するものではありません。



information
医療保険



法改正に伴う重要なお知らせ **現行の保険証が廃止され、
マイナンバーカードと健康保険証が一本化されます**

■令和6年12月2日(月)に
従来の保険証が廃止されます

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、令和6年12月2日(月)以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカード(マイナ保険証)を使用することになりました。

今までの保険証は廃止され、新規発行や再発行はできなくなります。

■保険証廃止後の対応について

12月2日(月)の保険証廃止以降は、原則 マイナ保険証を使用することになります。

■お手持ちの保険証は、有効期限が切れるまで廃棄しないでください

12月1日(日)時点でお手元にある有効な保険証は、経過措置により 12月2日(月)以降も保険証に記載のある有効期限まで使用することができますので、廃棄せずお持ちください。

ただし、転出や社会保険加入により赤平市の国民健康保険を脱退した場合は、有効期限内であっても使用できなくなりますのでご注意ください。

■健康保険に異動があった場合

国民健康保険から他の健康保険に加入する場合や、退職により他の健康保険から国民健康保険に加入する場合は、加入や脱退の手続きがこれまでどおり必要です。

マイナ保険証をお持ちの方は…

マイナ保険証をご利用ください。

12月2日(月)以降、新たに赤平市の国民健康保険に加入される方は加入時に、既に加入されている方はお手元の保険証の有効期限を迎える前に、ご自身の被保険者資格などが簡単にわかる「資格情報のお知らせ」を交付します。

なお、「資格情報のお知らせ」のみでは、医療機関の受診はできません。



マイナ保険証をお持ちでない方は…

12月1日(日)時点でお手元にある有効な保険証は、保険証に記載の有効期限まで使用することができます。

12月2日(月)以降、新たに赤平市の国民健康保険に加入される方には加入時に、既に加入されている方にはお手持ちの保険証の有効期限を迎える前に、これまでの保険証に代わる「資格確認書」を交付します。

医療機関などを受診する際は「資格確認書」を提示することで、現行の保険証と同様に診療を受けることができます。

10月5日(土)
6日(日)

集団検診のご案内

この機会に、ぜひ健診を受けましょう！

今年がこれが
最後です！

集団検診は、特定健診・後期高齢者健診とがん検診が同時に受けられるほかに、病院では行っていない①筋肉量・脂肪量の測定(体成分測定)、②血管年齢測定、③野菜摂取量の測定を行ないます。

受付時間 10月5日(土)(7時～9時30分)
10月6日(日)(7時～11時)
会場 赤平市コミュニティセンター(市役所1階)

予約方法

- ①北海道けんしん予約コールセンター(☎011-600-2276)に電話で申し込む。
- ②インターネット予約(QRコード) →

申込期限 9月2日(月)まで



国保特定健診・後期高齢者健診の受診者には

「燃やせるごみ袋20リットル」
を10枚プレゼント！

